

光市低入札価格調査判断基準の改正について

1 対象工事

競争入札に付する設計金額が1,000万円以上の工事

2 改正内容

数値的判断基準のうち(1)のオ及びキの数値の見直し

(1) 見積内訳書の審査基準	摘要
ア 数量は仕様書に計上した設計数量(参考数量)を満たしていること。	
イ 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。	
ウ 設計廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。	
エ 各工種金額(中項目)は設計金額の50%以上であること。	
オ 直接工事費計及び共通仮設費計の合計額は設計金額の <u>80%</u> 以上であること。	75→80%に見直す
カ 共通仮設費積上分及び率計上分設計金額の50%以上であること。	
キ 現場管理費及び一般管理費の合計額は設計金額の <u>45%</u> 以上であること。	30→45%に見直す
ク 見積内訳書において、違算、誤記、値引き等(端数調整も含む。)による調整及び転記間違いがないこと。	
ケ 見積内訳書中の工事価格と入札金額が同一であること。	

上記以外については、「光市低入札価格調査判断基準」をご参照ください。

3 適用年月日等

令和7年4月1日以降に公告又は通知を行う工事から適用する。